

教職員のSNS等の利用に関する指針

令和6年4月
平成高等学校

- 1 教職員は、生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いた私的なやりとりは絶対に行いません。
- 2 学校からの一斉連絡や、欠席・遅刻連絡等への対応には「すぐーる」システムを用いますが、教職員が、教科指導、学級運営、部活動指導等を効果的に実施するために、SNS等を用いて生徒に必要な連絡を行う場合は、次の(ア)または(イ)に限ります。
 - (ア) 教職員及び児童生徒に付与されたアカウントを使用する Google Classroom等
 - (イ) 個人のアカウントを使用するものは、あらかじめ校長の許可を得たもの
- 3 2の場合における連絡は、管理職、副担任、副顧問、学年主任など他の教職員へ同時送信（CC等）されるような環境で複数の教員間で共有し、生徒との1対1でのやり取りは行いません。
- 4 生徒から意図せずにSNS等による緊急の連絡があった場合は、個々の事案の内容や生徒の特性等に応じて適切に対応するとともに、速やかに管理職へ報告します。